令和８年塩尻市議会１１月臨時会提出案件について

Ⅰ　提出案件数

提出案件	４件
事件案件	１件
予算案件	１件
報告案件	２件

Ⅱ　提出案件の概要

【事件案件】

議案第１号　塩尻市文化会館改修工事（設計・監理・建築一式）請負契約の変更契約の締結について

塩尻市文化会館改修工事（設計・監理・建築一式）に係る請負契約の変更契約を締結することについて、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第２条の規定により、議会の議決を求めるものです。

（社会教育スポーツ課）

【予算案件】

議案第２号　令和８年度塩尻市一般会計補正予算（第６号）

（財政課）

【報告案件】

報告第１号　損害賠償の額の決定の専決処分報告について

(1)　報告理由

損害賠償の額の決定について、去る１０月１４日に専決処分したので報告するものです。

(2)　概要

ア　損害賠償の額　　５，３９９　円
　　市側の過失割合　１０パーセント

イ　事故発生年月日　　令和８年６月１９日

ウ　事故発生場所　　塩尻市大字洗馬
　　市道アルプスグリーン街道線

エ　事故の状況

相手方の子が、自転車で市道アルプスグリーン街道線を南に走行中、路肩の土のうに接触したことにより転倒し、当該自転車を破損したものです。

（建設課）

報告第２号　損害賠償の額の決定の専決処分報告について

(1)　報告理由

損害賠償の額の決定について、去る１０月２０日に専決処分したので報告するものです。

(2)　概要

ア　損害賠償の額　　１７，０７２　円
　　市側の過失割合　２０パーセント

イ　事故発生年月日　　令和８年１０月２日

ウ　事故発生場所　　塩尻市大字片丘
　　市道南内田道下横９号線

エ　事 故 の 状 況

市道南内田道下横９号線を西へ走行中の自動車が、道路の舗装の欠損部に車輪を落とし、左側前輪のタイヤ及びホイールを破損したものです。

（建設課）